

福祉バス「愛の募金号」 令和2年度以降の利用に関する主な変更点

○運行要領・様式等の一部改正に関する主な注意点

1. バス運行時間（車庫を出てから戻るまでの時間）を「9時～16時」へ変更。
※上記適用は「令和2年4月以降に仮予約を受け付けたもの」について行う。
※令和2年3月までに仮予約を受け付けたものについては従来どおり「9時～17時」とする。
2. 「福祉バス予約申込書」（様式1）の提出を、仮予約した日から7日以内（土日祝日及び年末年始を除く）とする。
※変更前（令和元年度まで）：仮予約をした日から14日以内。
3. 仮予約の受付〆切を、「利用日の概ね2ヶ月前まで」に変更。
※変更前（令和元年度まで）：利用日の10日前まで
4. 「福祉バス利用申請書」（様式2）の提出を利用日の1ヶ月前までに変更。
※変更前（令和元年度まで）：特に規定なし。
※令和2年度以降は、「福祉バス利用承認・不承認通知書」（様式3）、「行先及び経路明細」（様式4）にも所定の事項を記載し、併せて提出する。
5. 各種申請書類は、本会を通じて委託業者へ提供を行う。
6. 燃料費負担の必要な利用団体に対しては、バス利用後、委託業者から直接、請求書が送付される。

○新型コロナウイルス感染予防対応マニュアルの規定に関する主な注意点

1. 利用定員（利用人員）を10名以上19名以内とする。
※運行要領上の利用定員（利用人員）は20名以上49名以内であるが、当面の間は、上記定員とする。
※その他、感染予防のための必要な対応については、マニュアルをご参照ください。

○令和2年度の委託業者

株式会社ボルテックスアーク（安中市）

※運行経路等に関する専門的な相談については、委託業者が受ける。

利用団体より本会へ申請書等を提出後、本会にて一旦相談を受ける。その際、専門的な内容と判断した場合は必要に応じて委託業者へつなぎ、直接、相談をしていただく。

※詳細は、別添資料「申請～運行の流れ」「利用にあたってのお願い」を参照。